

## 可児市低入札価格調査制度及び最低制限価格制度 算定方法

	土木一式、舗装、とび土工 (解体除く)、塗装、造園、鋼構 造物	左記及び右記以外の工事(建築一式、 管、水道施設など)	営繕工事以外の電気、機械 器具設置
工種  予定価格 3,000万円以上	<低入札価格調査制度>		
	◆ 低入札調査基準価格		
	直接工事費 × 97% 共通仮設費 × 90% 現場管理費 × 90% 一般管理費 × 68%  ※設定範囲 75%～92%	直接工事費 × 9/10×97% 共通仮設費 × 90% (直工費×1/10+現場管理費)×90% 一般管理費 × 68%  ※設定範囲 75%～92%	直接工事費 × 97% 共通仮設費 × 90% 現場管理費 × 90% 一般管理費 × 68% 機器費 × 92% ※設定範囲 75%～92%
	◆ 失格判断基準価格		
	直接工事費 × 97% 共通仮設費 × 90% 現場管理費 × 90% 一般管理費 × 40%  ※設定範囲 75%～92%	直接工事費 × 9/10×97% 共通仮設費 × 90% (直工費×1/10+現場管理費)×90% 一般管理費 × 40%  ※設定範囲 75%～92%	直接工事費 × 97% 共通仮設費 × 90% 現場管理費 × 90% 機器費 × 84% 一般管理費 × 40%  ※設定範囲 75%～92%
3,000万円未満	<最低制限価格制度>		
50万円以上	◆ 低入札調査基準価格の算定方法と同じ		

※スクラップ評価額がある場合は、直接工事費に含めてから所定の率を乗じるものとします。

「算定式の直接工事費」＝「直接工事費」＋「スクラップ評価額」

「スクラップ評価額」は買取価格であるため、金額はマイナス表示「－〇〇〇、〇〇〇円」となる。

### 施行日

令和5年4月1日よりすでに施行済み

(スクラップ評価額については、令和6年4月1日以後の入札公告又は入札執行通知の案件から適用)

### 問い合わせ先

可児市役所総務部管財検査課契約係 電話 0574-62-1111(内線3254)